

自転車の危険行為 16項目

危険行為を3年間に2回以上繰り返すと、
自転車運転者講習の受講が命じられます！

受講を命じられてから
3か月以内の指定された期間に
講習（違反者の特性に応じた
個別指導を含むもの）
を受けなければならない！

命令に従わず、講習を受けなかった場合、
5万円以下の罰金！

講習時間
3時間
講習手数料
6,150円

制動装置（ブレーキ）
不良自転車の運転



法第63条の9第1項違反

交差点での
優先道路通行妨害
など



法第36条違反

交差点
右折時の
通行妨害
など



法第37条
違反

環状交差点での
安全進行義務違反

法第37条の2違反



信号無視

法第7条
違反



通行禁止違反

法第8条第1項違反



歩行者用道路における
車両の通行
義務違反



法第9条違反

通行区分違反



法第17条
第1項、第4項、第6項違反

妨害（あおり）運転
（不必要な急ブレーキなど）



法第117条の2第1項第4号
法第117条の2の2
第1項第8号違反

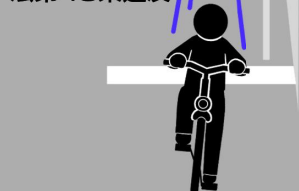
酒気帯び運転等



法第65条第1項違反

指定場所
一時不停止

法第43条違反



路側帯通行時の
歩行者の
通行妨害



法第17条の3第2項違反

携帯電話使用等



法第71条第5号の5違反

安全運転
義務違反



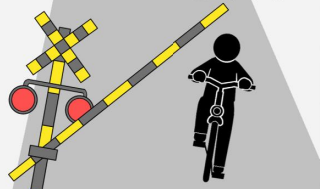
法第70条違反

歩道通行時の
通行方法
違反



法第63条の4第2項違反

遮断踏切への
立ち入り



法第33条第2項違反